第３号議案

八王子市市史編さん審議会条例を廃止する条例設定について

八王子市市史編さん審議会条例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市市史編さん審議会条例を廃止する条例

八王子市市史編さん審議会条例（平成２０年八王子市条例第８号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年３月３１日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年八王子市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>第４条　（略）
２　市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第１中第７号及び**第８５号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第１（第２条、第５条関係）<table><tr><th>番号</th><th>区分</th><th>報酬の額（円）</th><th>費用弁償の額</th></tr></table></td><td>第４条　（略）
２　市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第１中第７号及び**第８６号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第１（第２条、第５条関係）<table><tr><th>番号</th><th>区分</th><th>報酬の額（円）</th><th>費用弁償の額</th></tr></table></td></tr>
</table>

（略）	（略）	（略）	（略）
３９	（略）	（略）	（略）
４０	（略）	（略）	
４１～９１	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
３９	（略）	（略）	（略）
４０	市史編さん審議会委員	日額　12,000	
４１	（略）	（略）	
４２～９２	（略）	（略）	（略）

備考　（略）